

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第30号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「100分の115」を「100分の124」に改め、同項第2号中「100分の97以上100分の115未満」を「100分の107以上100分の124未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の95」を「100分の105」に改める。

第32条の2第1項第1号中「100分の48.5」を「100分の51.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。